

令和7年度
全国がん登録実務者研修会
～参加者からの事前質問～

質問 ②①観血的治療の範囲について

初回治療として行った観血的治療の病理組織の結果を反映して「残存なし」であった場合は、②①観血的治療の範囲は「1.腫瘍遺残なし」を選択し、リンパ節転移、遠隔転移がある場合は、①⑦進展度・術後病理学的で反映すると認識していました。

今回、全国がん登録届出マニュアル2025 のP52に「観血的治療後に転移巣が存在・残存している場合は、含めない。」という注釈が追加されていますが、手術で取り切れても、リンパ節転移や遠隔転移があれば、「4.腫瘍遺残あり」とするのでしょうか？

例えば・・・

横行結腸癌で初回治療として外科的手術を行い、
病理組織結果で「両側断端とも陰性、リンパ節(領域)転移を認める」とあった場合、

②①観血的治療の範囲 : 「1.腫瘍遺残なし」、

①⑦進展度・術後病理学的 : 「420.領域リンパ節転移」としていましたが、



②①観血的治療の範囲 : 「4.腫瘍遺残あり」、

①⑦進展度・術後病理学的 : 「420.領域リンパ節転移」とするのが正しいのでしょうか？

回答

「外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲」において、腫瘍遺残のあり・なしは、原発巣と転移巣両方を考慮します。

よって、「1. 腫瘍遺残無し」は原発巣と転移巣両方の切除をして、両方に腫瘍が遺残していない場合です。

原発巣の切除をして、手術標本の断端が陰性だった場合でも、転移巣切除をしていない場合は、「4. 腫瘍遺残あり」としてください。

ご質問の例では、通常リンパ節郭清も実施することを考えると、1、420となりますが、何らかの理由でリンパ節郭清が行われなかった場合には4、420となります。